

青森県報

第二千七百七十九号

平成十五年五月二十八日(水曜日)

目次

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………	(人事課) …… 一
告示	
平成十五年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領……………	(財政課) …… 二
職業訓練指導員試験の施行……………	(労政・能力開発課) …… 三
検査の事務を農林水産事務所長に委任する土地改良区の指定……………	(団体経営改善課) …… 三
種畜の臨時検査の施行……………	(畜産課) …… 四
道路の区域の決定……………	(道路課) …… 四
廃川敷地等の公示……………	(河川砂防課) …… 四
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(文化・スポーツ振興課) …… 五
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(同) …… 五
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(薬務衛生課) …… 五
土地改良区の定款変更の認可……………	(農村整備課) …… 六
右 同……………	(同) …… 六

選挙管理委員会

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) …… 六
 青森県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間…………… (同) …… 七

訓

令

青森県訓令甲第三十八号

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十号中「I T E R 誘致推進室」を「工業振興課、新産業創造課又は I T E R 誘致推進室」に改める。

青森県告示第三百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定に基づき平成十五年五月二十日専決処分した平成十五年度青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領は、次のとおりである。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

告 示

附 則
この訓令は、公表の日から施行する。

		別表第四中	
		特別コース研修	税務専門課程税務会計
		六、六三〇円	六、六三〇円
		を	
附 則		に改める。	
ス	修	ス	徴
コ	税	コ	事
ー	務	ー	務
特	会	事	収
別	計	務	
会	税	徴	
計	務	収	
六、六三〇円	七、一六〇円		

平成15年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

平成15年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ794,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ817,294,692千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地方交付税	238,548,000	794,692	239,342,692
1	地方交付税	238,548,000	794,692	239,342,692
歳 入 合 計		816,500,000	794,692	817,294,692
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2	総務費	31,842,632	794,692	32,637,324
6	選挙費	934,926	794,692	1,729,618
歳 出 合 計		816,500,000	794,692	817,294,692

青森県告示第三百七十七号

平成十五年職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 実施期日

学科試験	区	試験職種	期 日
	分		
指導方法	全職	機械科 建築科 配管科	平成十五年九月十日（水） 午前十時三十分

二 実施場所

学科試験は、次に掲げる場所において行う。

青森市中央三丁目二〇の三〇

県民福祉プラザ

三 受験申請書の提出期限

平成十五年六月三十日（月）から七月十一日（金）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、七月十一日（金）までの消印のあるものは有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各職業能力開発校で交付する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問い合わせ先

青森市長島一丁目一の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ
(電話青森七三四局九四一五)

青森県告示第三百七十八号

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）第十三条第一項第四十五号クの規定により、平成十五年において知事が指定する土地改良区は、次のとおりとする。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

青森第二北部土地改良区

青森南部土地改良区

奥内土地改良区

原別土地改良区

目屋土地改良区

六羽川土地改良区

平川土地改良区

長瀬堰土地改良区

津軽平川土地改良区

福地土地改良区

小泉土地改良区

市川土地改良区

三戸土地改良区

枝川鶴田土地改良区

白山溜池土地改良区

広田堰土地改良区

荒屋平土地改良区

奥入瀬川南岸土地改良区

姉沼土地改良区

土場川土地改良区

- 天間林土地改良区
- 川内町土地改良区
- 土手内土地改良区
- 鳴沢土地改良区
- 大田光土地改良区

青森県告示第三百七十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により公表する。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 検査家畜の種類
種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬
- 二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成一五・六・三	十和田市大字相坂字高清水七四の五一〇 野々宮明正 畜舎

青森県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年六月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三厩小泊線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
東津軽郡三厩村字増川三三 四の一から 北津軽郡小泊村字成滝一三 一まで	七・〇〇メートル から 五一・三〇メートル まで	二〇、三六八・二 〇メートル	

青森県告示第三百八十一号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 河川の名称
一級河川 岩木川水系六羽川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十五年五月二十八日
- 三 廃川敷地等の位置
南津軽郡平賀町大字大光寺字三滝本一八六地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
雑種地 一、三九一・七二平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 申請のあつた年月日

平成十五年五月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人尾上町蔵保存利活用促進会

三 代表者の氏名

小野 正博

四 主たる事務所の所在地

南津軽郡尾上町大字猿賀字南野五三の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、町内外の住民に対して、尾上町に存在する蔵保存と利活用の促進、蔵所有者はじめ地域住民の意識高揚、農村景観の維持発展及び地域資源の保全と創造、グリーン・ツーリズム事業推進及び地域農業再構築や食文化の創造等をテーマとした情報発信事業等を行い、農業と農村のもつ豊かさ、農村文化の漂つ町づくり、ひいては農業・農村活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 申請のあつた年月日

平成十五年五月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リベロ津軽サッカークラブ

三 代表者の氏名

中野 恵介

四 主たる事務所の所在地

弘前市

五 定款に記載された目的

この法人は、地域のスポーツクラブとして地域住民に対して、スポーツの振興とサッカーを通じた子供の健全育成に関する事業を行い、明るく健康的でスポーツの盛んな地域の創造に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 物品等の名称及び予定数量

ブラテリア® BSE 四〇〇キット程度

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

十和田食肉衛生検査所総務課

十和田市大字三本木字野崎一の一三

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十五年三月二十八日

六 契約の相手方の名称及び住所

東北化学薬品株式会社八戸支店

八戸市沼館一丁目一五の三

七 契約単価

二十一万五千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提示した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十五年二月十二日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大畑土地改良区の定款の変更を平成十五年五月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、滝沢平土地改良区の定款の変更を平成十五年五月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年五月二十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年五月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九号様式中「年 月執行」を削る。

年 月執行

青森県知事選挙投票

第六十号様式中

とうひょう

投票しようとする候補者一人についてそ

の氏名の上の欄に

をつけること。

を

1 投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の欄に

2 のほかは何も書かないこと。

青森県知事選挙投票

とうひょう

投票しようとする候補者一人についてそ

の氏名の上の欄に

をつけること。

を

に改める。

二 のほかは何も書かないこと。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

平成十五年六月二十九日執行の青森県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項及び同法第二十三條第一項の規定により次のとおり定めただので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

平成十五年五月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十五年六月十一日
ただし、年齢についての基準となる日 平成十五年六月二十九日
- 二 登録を行う日 平成十五年六月十一日
- 三 縦覧に供する期間 平成十五年六月十二日から同月十三日まで

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭